

# 農業委員会業務の適正執行に向けた取り組みについて

平成 22 年 5 月 19 日  
全 国 農 業 会 議 所

農地面積の減少を抑制して優良農地を確保するとともに、農地の貸借等による効率的な利用の促進を図ることを目的とした「農地法等の一部を改正する法律」（以下、改正農地法等）が平成 21 年 12 月 15 日に施行され、農業委員会において、農地の権利移動及び転用の審査と事後の確認など、農地制度の公平・公正で適正な執行が求められている。

政府の行政刷新会議の下に設置された「規制・制度改革に関する分科会」においても、農業委員会の客観性・中立性の向上や委員構成の見直しなどが検討項目として取り上げられ、農地制度の適正な執行にあたっての農業委員会の取り組みが問われるなど、農業委員会制度・組織に対する意見が依然として多く出されており、透明でかつ公平・公正な対応が極めて重要となっている。

また、「農地改革プラン」（平成 20 年 12 月 3 日）に基づく農地制度の見直しに伴って農林水産省より発出された「農業委員会の適正な事務実施について」（平成 21 年 1 月 23 日付け 20 経営第 5791 号農林水産省経営局長通知）により、農業委員会の適正な事務実施を図るため、点検・評価及び農業委員一人ひとりの意識改革を図ることが求められた。

以上を踏まえ、改正農地法等の施行に対応し、農業委員会業務の適正執行に向けて、下記の取り組みの徹底を図ることとする。

## 記

### 1. 新たな農地制度の円滑な実施に向けた対応

#### (1) 新農地制度の周知・普及浸透

改正農地法等（新たな農地制度）は、転用規制を厳格化するとともに新規参入を含めた貸借等による利用を一層促進することから、農業者をはじめ、不在村農地所有者、地域住民、商工業関係者や消費者等、幅広く制度の周知・普及浸透を図る。啓発普及にあたっては、リーフレット、ポスター、全国農業新聞などを活用する。

#### (2) 客観的かつ具体的な判断基準の理解促進

新たな農地制度が目指す貸借による農業参入の拡大や農業生産法人への出資制限の緩和、農地の権利取得の下限面積の弾力化などに対応した許認可等業務を実施するため、客観的かつ具体的な判断基準に基づく審議が徹底されるよう、全ての農業委員に対する制度の理解促進を図る。

#### (3) 推進体制の強化

- ① 農業委員会等に与えられた役割・機能の強化に應えるため、「農地制度実施円滑化事業費補助金」等を活用した農地相談員や農業委員協力員の設置等により推進体制を強化する。
- ② 農業委員会の中立性・公平性ととも、優良農地の確保と有効利用および意欲ある農業経営者の確保・育成を図るための行動する農業委員会づくりに應えるため、農業委員の改選にあたっては、女性・青年農業者や認定農業者等が立候補又は登用される環境作りに努める。

## 2. 農地法等の法令業務の適正かつ迅速な事務実施

- (1) 農地法等の法令に基づく農業委員会の事務について透明性の確保と法令に則した公平で公正な実施が強く求められていることから、農業委員としての責務の再確認及び意識改革を進めるとともに農業委員会の信頼を損なうことがないよう綱紀の保持に努める。
- (2) 農地に係る許可等の事務について、総会等の会議の公開の旨の周知と審議過程に関する議事録の作成・縦覧・公表を徹底し、審査の経過や判断基準を対外的に明らかにして透明性を確保するとともに、関係書類の整備や事前の現地確認等を速やかに実施し、迅速な審査に努める。
- (3) 農地制度の適正執行にあたっての基礎資料となる「農地基本台帳」について、農地利用状況調査や農地パトロール等を通じて、新たに付加された農地等の賃借権の設定状況等を含め、その整備を徹底する。

## 3. 農地の監視・有効利用活動の強化

- (1) 認定農業者の経営改善計画達成や農用地の集団化に支障を及ぼす場合など、新たな農用地区域からの除外措置を厳格に判断する。
- (2) 転用規制の強化に伴う違反転用の罰金引き上げや公共転用の法定協議制度（国及び都道府県が実施）及び許可制（市町村が実施）が導入されたことから、その周知に務めるとともに農地転用許可基準の厳正な執行を図る。
- (3) 全農業委員会での定期的な農地パトロールの励行（遊休農地の発生及び解消、産業廃棄物の不法投棄を含む農地の違反転用、農地転用許可後の転用目的外の利用などの状況確認）による監視活動を強化する。改正農地法第30条に基づく「利用状況調査」とも連携し、遊休化している農地の有効利用を指導する。
- (4) 違反転用等の状況を確認するため、必要に応じた農地への立ち入り調査（農業委員会法第29条）を実施する。違反転用の是正に向けた市町村の環境衛生部局・都市計画部局、都道府県、警察等との連携強化による迅速な対応を図る。

- (5) 農地法第6条に基づく農業生産法人に対する事業状況等報告の提出要求と内容確認及び要件を満たさなくなる恐れがある場合の法人に対する勧告などの必要な措置を実施すること。
- (6) 解除条件付きの一般法人等の参入（貸借）容認や下限面積要件の弾力化など農地の権利移動規制の緩和や面的集積に向けた措置の周知及び農地の有効利用並びに面的集積を推進する。

#### 4. 農業振興業務の推進

- (1) 農地の利用集積や遊休農地の発生防止・解消、担い手の育成・確保対策など、農業委員会が行う地域農業の振興業務については、地域の農業者等からの意見・要望を踏まえて、数値目標を設定した活動計画を設定するとともに、活動結果の検証・評価の取り組みを図る。
- (2) 活動計画や活動結果について、地域の農業者や住民に広く周知し理解を得るための情報発信に努める。

#### 5. 活動計画及び点検・評価結果の作成・公表

- (1) 全ての農業委員会において、「目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」、「活動計画」を作成し、市町村のホームページ等で公表するとともに、都道府県を通じて地方農政局に報告する。
- (2) 活動計画作成にあたっては、前年度の活動結果の検証・評価を行うとともに、地域の農業者等からの意見・要望等をしっかりと汲み上げる。
- (3) 点検・評価にあたっては、農業委員会自らの活動の結果や検証・評価の内容について、地域の農業者等の意見・要望も募った上で決定し、公表する。